

## 入札公告

分任契約担当官陸上自衛隊高田駐屯地  
第379会計隊長 齋藤 浩司

下記のとおり、一般競争入札を実施する。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名等

件名	規格	単位	数量	搬出場所	備考
使用済車両売払い	別紙1, 2及び仕様書のとおり			陸上自衛隊高田駐屯地	

- (2) 代金納付期限：令和3年10月29日(金)  
(3) 引渡期限：代金納入の日から5日以内(令和3年10月29日(金)までに搬出)

#### 2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 平成31・32・33年全省庁統一資格において、「物品の買受け」がC等級以上に格付けされ、**関東・甲信越地域**の競争参加資格を有する者であること。  
(4) **使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)**に規定する4つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業)を有する者。又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、令和3年7月21日までに、**下請負申請書を提出し、契約担当官の承認を受けた業者に限定する**。  
(5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

#### 3 入札条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊高田駐屯地 第379会計隊事務室  
(2) 東部方面会計隊ウェブサイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)  
(3) 前各号のほか、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書を適用するものとする。契約書には「標準契約書」の「**売払い物品の解体に関する特約条項**」を付し、**契約者による解体の完了の届け出をもって売払い物品の所有権を移転する**ので承知の上入札に参加すること。

#### 4 入札説明会

実施しない。(事前に現物を確認する際は、個別に日時を調整されたい。)

#### 5 入札日時及び場所

- (1) **令和3年8月3日(火) 10時45分**  
(2) 新潟県上越市南城町3丁目7番1号 陸上自衛隊高田駐屯地 諸隊会議室(4号隊舎2階)

#### 6 入札及び契約条件

- (1) 入札金額については、**消費税相当額を含む金額を記載**すること。  
(2) 本件入札においては郵便入札による参加を可とする。  
初度入札で最高入札価格が予定価格を上回らず再度入札となった入札で、郵便による入札参加があった場合、再度入札はその場で直ちには行わず、次の時期に実施する。  
ア 日時 令和3年8月6日(金) 10時45分  
イ 場所 新潟県上越市南城町3丁目7番1号 陸上自衛隊高田駐屯地 諸隊会議室(4号隊舎2階)

#### 7 落札決定方式

- (1) 総額が、当隊所定の予定価格以上の最高価格の者を落札者とする。  
(2) 落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

#### 8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。但し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を徴収する。

#### 9 入札の無効等

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が確認し難いもの。
- (3) 電報、電話、FAXでの入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 「公共事業等からの暴力団排除の推進」に基づき入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。
- (6) 現物確認を確認していない者の入札。

#### 10 損害賠償請求

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

#### 11 工程予定表の提出

入札に参加する者は仕様書で示す解体及び破砕（又は溶解）の工程予定表を令和3年8月3日までに提出すること。

#### 12 契約書の作成

契約書は落札判定決定後、「入札及び契約心得」に基づき遅延なく官側と取り交わす。契約の確定時期は双方が契約書に記名押印した時とする。

#### 13 注意事項

日本国以外の国籍の保持者が当駐屯地に入門しようとする場合、保全上の調査に必要な住所氏名等の資料提出を管側から依頼する場合があります。また、保全上の調査には相当の期間を必要とします。現場確認、入札又は作業等のため駐屯地に入門される場合は、努めて早期に現場担当へご連絡ください。

#### 14 その他

- (1) 委任状：代表者でない者が入札する場合、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 書類の提出時期：令和3年7月21日（水）17時00分までに2(3)及び2(4)に示す「**各種証明書の写し**」を下記(6)の問い合わせ先へFAX又は郵送により提出すること。
- (3) 輸出制限：当該売却車両の部品等を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (4) 参加意思の表示：入札参加希望者は、7月20日（火）17時00分までに参加申し込みを行うこと。（電話等可）
- (5) 郵便入札時の入札書提出期限：8月2日（月）17時00分（必着） 再度入札 8月5日（木）17時00分（必着）
- (6) 問い合わせ先：〒943-8501 新潟県上越市南城町3-7-1 陸上自衛隊高田駐屯地第379会計隊契約班  
TEL 025-523-5117（内線348）FAX 025-523-5117（内線598）担当 高本  
現場担当：業務隊補給科 堀田（内線322）